

日 銀 業 第 5 0 6 号
2 0 2 1 年 9 月 3 0 日

本店管下オンライン取引先 御中

日 本 銀 行 業 務 局

日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務における 日銀ネット電文の入力・設定内容等について

○ SWIFTが2022年11月から3年間の移行期間を設けて、国際送金で使用される電文を現行のMT電文からISO 20022電文（以下「MX電文」といいます。）に移行する予定であることを踏まえ、日本銀行は、日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務^(注)において使用する日銀ネット電文（下表参照）の入力・設定内容等を、2022年11月から一部変更する予定です。

(注) 「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」第1編IV. に定める海外預り金勘定に関する引落入金および日本銀行が外国中央銀行等からの依頼にもとづいて行う当座勘定に対する入金に関する事務をいいます。以下同じです。

オンライン取引先が 日本銀行に送信する電文	「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」 ・業務処理区分コード：211601（日銀ネット端末により入力する場合） ・業務処理区分コード：213101（コンピュータ接続およびファイルアップロード機能により入力する場合） 「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」 ・業務処理区分コード：211602（日銀ネット端末により入力する場合） ・業務処理区分コード：213102（コンピュータ接続およびファイルアップロード機能により入力する場合）
オンライン取引先が 日本銀行から受信する電文	「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」 (2330-00100) 「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」 (2330-00300)

○ 日本銀行本店を日銀当座勘定取引店とするオンライン取引先のうち、日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務を行う取引先は、次頁の表に従い、本件日銀ネット電文の入力・設定内容等の変更点についてご確認ください。

日銀ネット端末を利用して事務（入力画面への入力・帳票の出力）を行う場合	別紙1を参照してください。
コンピュータ接続およびファイルアップロード・ダウンロード機能を利用して事務を行う場合	別紙2を参照してください。

—— 本件取扱いは、基本的には全国銀行協会通達「日銀ネット外国為替円決済電文（ISO 20022 Version 3）への ISO 20022 Version 8 記載情報のマッピングに係る対応方針について」（令和2年3月6日付令2外参第8号）を踏まえた内容となっております。もともと、当該通達に記載されていない内容も一部含まれておりますので、外国為替円決済制度関係事務についてのオンライン取引先におかれては、ご留意ください。

- 本件日銀ネット電文の入力・設定内容等の変更にかかるより詳細な情報については、日本銀行において検討を進め、2021年末頃を目途にお知らせする予定です。
- SWIFTのMX電文への移行期間が終了する2025年11月以降の、日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務において使用する日銀ネット電文の入力・設定内容等については、今後SWIFTから公表される情報や、SWIFTのMX電文への移行期間中における金融機関等の動向なども踏まえ、別途検討する予定です。
- 本資料に記載している内容は、現時点で入手可能な情報に基づくものであり、今後、変更する可能性があります。
- 本資料に関してご不明な点やご質問等がございましたら、以下の照会先宛にご連絡ください。

（照会先）

日本銀行 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ

電子メール^{（注）} post.od25@boj.or.jp

（注）電子メールの件名は、「日銀ネット外国中銀等関係事務に関する質問の件」と記載してください。

以 上

日銀ネット端末を利用する場合の取扱いについて

2022年11月以降、オンライン取引先が日銀ネット端末を利用して日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務を行う場合の取扱いについては、次のとおりとすることを予定しています¹。

1. オンライン取引先または日本銀行が MT 電文を受信した場合の取扱い

オンライン取引先または日本銀行が、SWIFT が提供する通信サービス経由で MT 電文を受信した場合の取扱いは、現行の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」（以下、「利用細則（当座勘定取引）」といいます。）第1編 IV. および第2編に定める取扱いからの変更はありません。

2. オンライン取引先または日本銀行が MX 電文を受信した場合の取扱い

（1）はじめに

2022年11月以降、オンライン取引先または日本銀行は、SWIFT が提供する通信サービス経由で MX 電文を受信する場合があります。MX 電文（pacs. 008 および pacs. 009 に限ります。以下同じです。）のフォーマットは ISO 20022 の規約に基づいていますが、日銀ネット電文のフォーマットとは異なる部分があります。

他方で、2022年11月において、日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務に関連する日銀ネット端末の機能に変更はありません。従って、日銀ネット端末に入力可能な項目および日銀ネット端末から出力される帳票（以下、「日銀ネット帳票」といいます。）に表示可能な項目は現在から不変です。

このため、オンライン取引先が、受信した MX 電文に基づき、日銀ネットを利用して日本銀行に支払依頼を行う場合、または、オンライン取引先が日本銀行から通知を受ける場合に、日銀ネット端末の入力項目・入力可能文字数の不足、または、日銀ネット帳票の表示項目・表示可能文字数の不足が生じることがあり得ます。こうした場合における対応を含め、オンラ

¹ オンライン取引先が入金依頼人となる場合（オンライン取引先が MT 電文または MX 電文を受信しない場合）の日銀ネット電文の送信については、本文 1. と同様に現行の取扱いからの変更はありません。

イン取引先または日本銀行がMX電文を受信した場合には、後述（2）以下のとおり取扱うこととします。

（2）オンライン取引先がMX電文を受信した場合の取扱い

オンライン取引先が、受信したMX電文の情報を日銀ネット端末に入力して日本銀行に支払依頼を行う場合には、利用細則（当座勘定取引）第1編IV. および第2編に定めるところに従い、入力を行ってください。

—— この場合、「ADDRESS1」、「ADDRESS2」欄には、MX電文における住所情報の細目（都市名、国コードなど）をまとめて入力して差し支えありません。

ただし、オンライン取引先が日銀ネット端末に入力する際に、日銀ネット端末における入力項目等の不足により、必要な取引情報の明細の中で入力できないものが生じる場合、日本銀行は日銀ネットにおける当座勘定の引落の依頼に加え、取引情報の明細についてはオンライン取引先から別途の方法により受け付けることとします。

—— 日本銀行が取引情報の明細を別途の方法により受領する場合における形式や具体的な授受の方法については、現在、検討中です。^{（注）}

（注）日銀ネットとは別の、オンライン形式により授受することを検討中です。

（3）日本銀行がMX電文を受信し、オンライン取引先が日銀ネット帳票を出力する場合の取扱い

現在、日銀ネット帳票（「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00100) および「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00300)）において、①専用の項目がある情報は当該項目（およびXML表示エリア）に出力され、②日銀ネット電文のフォーマットには存在するが、日銀ネット帳票上専用の項目がない情報はXML表示エリアに出力されています。

日本銀行が受信したMX電文の情報をオンライン取引先に通知する場合も基本的にはこれと同じですが、①については利用細則（当座勘定取引）第1編IV. 4. において「表示しません」としている項目を使用する場合があるほか、②の使用頻度が現在と比べて高まることが見込まれます。さらに、MX電文において、日銀ネット電文のフォーマットに存在しない項目（またはそうした項目を含む項目群）が使用されている場合には、前述①、②とは異なる新たな方法により日銀ネット帳票の「REMITTANCE

INFORMATION」欄^(注)（およびXML表示エリア）に出力します。

(注)「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00300)には、当座勘定への入金等に関する情報を記載するための「REMITTANCE INFORMATION」欄と、カバー情報を表示するための「REMITTANCE INFORMATION」欄が存在しますが、前者に出力されます。

「REMITTANCE INFORMATION」欄においては、日本銀行が受信したMX電文の「REMITTANCE INFORMATION」欄に記載がある場合には、当該記載の内容を表示したうえで、日銀ネット電文のフォーマットに存在しない項目について新たな方法により表示します。

—— 新たな方法による出力を行った場合における帳票のイメージは【参考】を参照してください。

—— 現在、①として扱われている情報の一部について、表示が変更となります。詳細は次表を参照してください。

取引にかかる情報	出力先
現在は「NAME」欄に表示される、名称、住所にかかる情報等 ^(注) (注)MT電文の「NAME and ADDRESS」欄において、個人を特定するための情報のうち生年月日や出生地などが記載されている場合には、これを含みます。	日銀ネット帳票の専用の項目（「NAME」欄） — 日本銀行がMX電文を受信した場合には、「名称」のみを表示します。 — 「名称」以外の情報は、XML表示エリアのみの表示(②)または新たな方法により「REMITTANCE INFORMATION」欄に表示となります。
現在は「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00100)において、「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」欄中の「INFORMATION」欄に表示される、当座勘定への入金または振込に関するその他の情報 ^(注) (注)手数料額等に関する情報を含みます。	左記の情報は、他の専用項目における表示(①)またはXML表示エリアのみの表示(②)となります。 — 「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00100)の専用の項目（「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」欄中の「INFORMATION」欄）には表示しません。

なお、日銀ネット帳票とは別に、日本銀行側で表示形式を整えた帳票(XML表示エリアや「REMITTANCE INFORMATION」欄を使用せず、各情報を各専用欄に記載したもの)を交付することも可能とする予定です。今後、日銀ネット帳票の出力のみを希望するか、日本銀行側で表示形式を整えた帳票の

受領も希望するか等につき、適宜の方法によりオンライン取引先に確認させて頂く予定です。

—— 日本銀行側で表示形式を整えた書面を日本銀行からオンライン取引先に交付する場合における授受の方法については、現在、検討中です^(注)。

(注) 日銀ネットとは別の、オンライン形式により授受することを検討中です。

以 上

現段階での日銀ネット帳票※への出カイメッセージについて

(出カイメッセージ)

*** CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS) ***	
. . .	略
DEBTOR NAME	: XX
DEBTOR ACCOUNT OTHER ID	: 1234567890
DEBTOR AGENT BIC	: AAAAXXXX
DEBTOR AGENT ACCOUNT OTHER ID	: 7654321
CREDITOR AGENT BIC	: BBBBXXXX
CREDITOR NAME	: NICHIGIN TARO
. . .	略
REMITTANCE INFORMATION	: KANSURUJOHO
REMITTANCE INFORMATION	: ZZZZ (仮) …MX 電文に基づく日銀ネット電文であることを示す文字列
REMITTANCE INFORMATION	: <CdtTrfTxInf>
REMITTANCE INFORMATION	: <Dbtr>
REMITTANCE INFORMATION	: <PstlAdr>
REMITTANCE INFORMATION	: <TwnNm>YY</TwnNm>
REMITTANCE INFORMATION	: <Ctry>ZZ</Ctry>
REMITTANCE INFORMATION	: </PstrAdr>
REMITTANCE INFORMATION	: <Id>
REMITTANCE INFORMATION	: <OrgId>
REMITTANCE INFORMATION	: <LEI>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</LEI>
REMITTANCE INFORMATION	: </OrgId>
REMITTANCE INFORMATION	: </Id>
REMITTANCE INFORMATION	: </Dbtr>
REMITTANCE INFORMATION	: <Cdtr>
REMITTANCE INFORMATION	: <PstlAdr>
REMITTANCE INFORMATION	: <PstCd>103-XXXX</PstCd>
REMITTANCE INFORMATION	: <TwnNm>TOKYO</TwnNm>
REMITTANCE INFORMATION	: <Ctry>JP</Ctry>
REMITTANCE INFORMATION	: </PstlAdr>
REMITTANCE INFORMATION	: </Cdtr>
REMITTANCE INFORMATION	: </CdtTrfTxInf>
<pre> <FIToFICstmrCdtTrf><GrpHdr> … 略 … </GrpHdr><CdtTrfTxInf> … 略 … <Dbtr><Nm>XX</Nm></Dbtr><DbtrAcct><Id><Othr><Id>1234567890</Id></Othr></Id></DbtrAcct><DbtrAgt><FinInstnId><BICFI>AAAAXXX</BICFI></FinInstnId></DbtrAgt><DbtrAgtAcct><Id><Othr><Id>7654321</Id></Othr></Id></DbtrAgtAcct><CdtrAgt><FinInstnId><BICFI>BBBBXXXX</BICFI></FinInstnId></CdtrAgt><Cdtr><Nm>NICHIGIN TARO</Nm><Id><PrvtId><DtAndPlcOfBirth><BirthDt>19XX-01-01</BirthDt></DtAndPlcOfBirth></PrvtId></Id></Cdtr> … 略 … <RmtInf><Ustrd>>KANSURUJOHO</Ustrd><Ustrd>ZZZZ</Ustrd><Ustrd>&lt;CdtTrfTxInf&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;Dbtr&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;PstlAdr&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;TwnNm&gt;YY&lt;/Ustrd><Ustrd>&lt;Ctry&gt;ZZ&lt;/Ustrd><Ustrd>&lt;/PstlAdr&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;Id&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;OrgId&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;LEI&gt;XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX&lt;/Ustrd><Ustrd>&lt;/OrgId&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;/Id&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;/Dbtr&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;Cdtr&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;PstlAdr&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;PstCd&gt;103-XXXX&lt;/Ustrd><Ustrd>&lt;TwnNm&gt;TOKYO&lt;/Ustrd><Ustrd>&lt;Ctry&gt;JP&lt;/Ustrd><Ustrd>&lt;/PstlAdr&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;/Cdtr&gt;</Ustrd><Ustrd>&lt;/CdtTrfTxInf&gt;</Ustrd></Rmtf></CdtTrfTxInf></FIToFICstmrCdtTrf> </pre>	

※ 「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00100) および 「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00300) を指します。本参考資料では、前者を例にとります。

1. 「REMITTANCE INFORMATION」欄中の記載順序

- ①日本銀行が受信したMX電文の「REMITTANCE INFORMATION」欄の記載、
 ②MX電文に基づく日銀ネット電文であることを示す文字列^(注)、③日銀ネット電文のフォーマットに存在しない項目（またはそうした項目を含む項目群）を上位タグから記述したもの、の順で記載されます。

(注) 具体的な設定内容は、今後決定します（出力イメージ中では仮に「ZZZZZ」としてあります）。当該文字列は、日本銀行が外国中央銀行等から受信した電文がMX電文である場合には、一律、「REMITTANCE INFORMATION」欄に出力することを想定してあります。

2. 日銀ネット出力帳票への出力イメージについて

上記出力イメージには、次の情報が全て表示されています。

入金依頼人に関する情報	a. 社名：XX a. 口座情報：1234567890 c. 住所（都市名）：YY c. 住所（国コード）：ZZ c. LEI：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
入金依頼人に口座を提供している金融機関等に関する情報	a. B I Cコード：AAAAXXXX a. 口座情報：7654321
資金受取人に口座を提供している金融機関等に関する情報	a. BICコード：BBBBXXXX
資金受取人に関する情報	a. 氏名：NICHIGIN TARO b. 生年月日：19XX-01-01 c. 住所（郵便番号）：103-XXXX c. 住所（都市名）：TOKYO c. 住所（国コード）：JP
日本銀行が受信したMX電文の「REMITTANCE INFORMATION」欄に記載された情報	※KANSURUJOHO

- a. 日銀ネット帳票の専用の項目（およびXML表示エリア）に出力される情報
 b. XML表示エリアにのみ出力される情報
 c. 「REMITTANCE INFORMATION」欄（およびXML表示エリア）に、MX電文に基づく日銀ネット電文であることを示す文字列に続けて出力される情報
 ※ 「REMITTANCE INFORMATION」欄の先頭に出力される情報

コンピューター接続等を利用する場合の取扱いについて

2022年11月以降、コンピューター接続およびファイルアップロード・ダウンロード機能を利用するオンライン取引先（以下、「コンピューター接続先等」といいます。）が日銀ネットを利用して日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務を行う場合の取扱いについては、次のとおりとすることを予定しています¹。

1. コンピューター接続先等または日本銀行が MT 電文を受信した場合の取扱い

コンピューター接続先等または日本銀行が、SWIFT が提供する通信サービス経由で MT 電文を受信した場合の取扱いは、現行の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」（以下「利用細則（当座勘定取引）」）といっています。）第1編 IV. に定める取扱いからの変更はありません。

2. コンピューター接続先等または日本銀行が MX 電文を受信した場合の取扱い

（1）はじめに

2022年11月以降、コンピューター接続先等または日本銀行は、SWIFT が提供する通信サービス経由で MX 電文を受信する場合があります。MX 電文（pacs. 008 および pacs. 009 に限ります。以下同じです。）のフォーマットは ISO 20022 の規約に基づいていますが、日銀ネット電文のフォーマットとは異なる部分があります。

他方で、2022年11月において、日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務に関連する日銀ネット電文（「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」および「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」）の仕様は現在から不変です。

このため、コンピューター接続先等が、受信した MX 電文に基づき、日銀ネットを利用して日本銀行に支払依頼を行う場合、または、コンピューター接続先等が日本銀行から通知を受ける場合に、MX 電文と日銀ネット電文との間で対応する項目が存在しないために MX 電文のフォーマットのまま

¹ コンピューター接続先等が入金依頼人となる場合（コンピューター接続先等が MT 電文または MX 電文を受信しない場合）の日銀ネット電文の送信については、本文1. と同様に現行の取扱いからの変更はありません。

では通知ができないことがあります。こうした場合における対応を含め、コンピューター接続先等または日本銀行が MX 電文を受信した場合には、後述（２）以下のとおり取扱うこととします。

（２）コンピューター接続先等が MX 電文を受信した場合の取扱い

コンピューター接続先等が、受信した MX 電文の情報を日銀ネット電文により送信する場合には、次に掲げる要領で送信してください。

イ、コンピューター接続先等が受信した MX 電文に基づく日銀ネット電文であることを示す入力

コンピューター接続先等は、日銀ネット電文に入力された情報が MX 電文に基づくものである旨を、項目群「RemittanceInformation」（「CreditTransferTransactionInformation」の直下にあるものに限りま

す。）に属する項目「Unstructured」に入力します。

—— 入力方法は、後述（４）をご参照ください。

この入力が行われない日銀ネット電文については、日本銀行は、コンピューター接続先等が MT 電文に基づき入力したものとみなし、１. のとおり現行の利用細則（当座勘定取引）第 1 編 IV. の定めにしたがって取扱います。

ロ、外国中央銀行等に通知されない情報に関する留意点

日銀ネット電文において、項目群「CreditTransferTransactionInformation」に属する次の項目群または項目（以下「項目群等」といいます。）に入力が行われた場合、入力された情報は外国中央銀行等には通知されないものとするを検討しています^(注1、2)。

- ① 項目群「InstructionForNextAgent」（「CreditTransferTransactionInformation」の直下にあるものに限りま
- す。）に入力された情報【変更なし】
- ② 項目群「RemittanceInformation」に属する項目群「Structured」に入力された情報【変更なし】
- ③ 項目群「PaymentIdentification」および「PaymentTypeInformation」に属する項目群等に入力された情報のうち、「EndToEndIdentification」および「UETR」^(注3) 以外の情報【変更なし】
- ④ MX 電文において入力できない項目群（「PreviousInstructingAgent」

および「PreviousInstructingAgentAccount」を除く) または項目に入力された情報^(注4、5)

(注1) 現在は、一部の項目を除き、日銀ネット端末による入力により入力可能な項目以外の項目に入力された情報は外国中央銀行等に通知されませんが、MX 電文に基づく場合には、日銀ネットにおいて入力された情報は、①から④に該当するものを除き、外国中央銀行等に通知されるものとすることを検討しています。

(注2) MX 電文において項目群「BusinessApplicationHeader」または同「GroupHeader」に入力された情報については、後述(5)をご参照ください。

(注3) 「UETR」を日銀ネット電文において入力する場合の入力先については、後述ハ、(ハ)②(b)をご参照ください。

(注4) 日銀ネット電文とMX電文の双方において名称が同一の項目群等が存在している場合であっても、MX電文において入力できない項目群等に該当することがあります。詳細は後述ハ、(ハ)①(b)をご参照ください。

(注5) MX電文において項目群「RemittanceInformation」(「CreditTransferTransactionInformation」の直下にあるものに限ります。)と同「RelatedRemittanceInformation」に同時に入力を行うことは、SWIFTにおける利用ルールに反することから、これらの項目群の両方に入力が行われた場合には、同「RemittanceInformation」(同)に入力された情報のみが外国中央銀行等に通知されます。

ハ、外国中央銀行等に通知される情報に関する留意点

(イ) 入金先の外国中央銀行等に関する情報および口座情報の入力

項目群「IntermediaryAgent1」、同「CreditorAgent」または同「Creditor」(いずれも「CreditTransferTransactionInformation」の直下にあるものに限ります。)に属するB I Cコードを入力する項目に、入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のB I Cコードを指定^(注)し(B I Cコードを入力する項目以外の項目への入力を行わないでください。)、これに対応する項目群「IntermediaryAgent1Account」、同「CreditorAgentAccount」または同「CreditorAccount」に属するIBAN以外のIDを入力する項目に当該海外預り金勘定の海外預り金勘定コード(日本銀行が別に定める海外預り金勘定を表すコードをいいます。以下同じです。)を指定します【変更なし】。

(注) 「日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧(海外預り金勘定)」に定めるB I Cコードを指定してください。上位8桁が「日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧(海外預り金勘定)」に定めるB I Cコードと同一である限り、11桁のB I Cコードを指定する

こともできます。

なお、同一覧上のB I Cコードに括弧が付されている海外預り金勘定について、B I Cコードの指定に代え、同一覧上の「外国中央銀行等名」に掲げる名称を指定する場合の取扱いは、今後決定します。

(ロ) 引落入金依頼人に対して入金の依頼を行った金融機関等に関する情報の入力

項目群「PreviousInstructingAgent」に入力された情報は入金先の外国中央銀行等への通知の対象とします^(注)。

(注) MX 電文において設けることのできる項目群「PreviousInstructingAgent1」～同「PreviousInstructingAgent3」と併せて入力されている場合、同「PreviousInstructingAgent」に入力された金融機関等は、同「PreviousInstructingAgent1」～同「PreviousInstructingAgent3」に入力された金融機関等と引落入金依頼人との間に位置するものとみなします。

(ハ) 日銀ネット電文において対応する項目群等が存在しないMX電文の項目群等に記載された情報の入力

① 日銀ネット電文に対応する項目群等が存在しないMX電文の項目群等
MX電文中の項目群「CreditTransferTransactionInformation」に属する項目群等のうち、次のものを指します。

(a) 名称が同じ項目群等が日銀ネット電文において存在しないもの

(例1) 項目群「PreviousInstructingAgent1」

(例2) 項目「LEI」

(b) 名称が同じ項目群が日銀ネット電文において存在しないとみなすもの^(注)

(i) 項目群「PostalAddress」

(ii) 項目群「PaymentTypeInformation」中の項目群「LocalInstrument」に属する項目「Proprietary」

(注) (b)の扱いに関して、日銀ネット電文における項目群「PostalAddress」に入力された情報は、外国中央銀行等には通知されません(前述ロ、の④に該当するものとして扱う予定です)。また、日銀ネット電文における項目群「PaymentTypeInformation」中の項目群「LocalInstrument」に属する項目「Proprietary」に入力された情報は、「UETR」として取り扱います(後述②(b)を参照)。

② ①に該当する項目群等の日銀ネット電文における入力先

MX電文において①の項目群等に入力された情報を、日銀ネット電文に

において入力する場合の入力先となる項目群等は、次のとおりです。

- (a) 原則：日銀ネット電文における項目群「RemittanceInformation」（「CreditTransferTransactionInformation」の直下にあるものに限ります。）に属する項目「Unstructured」に入力
- (b) 例外：下表左欄に掲げる MX 電文の項目群等は、同表右欄に掲げる日銀ネット電文の項目群等に入力

MX 電文において情報が記載された項目群等	日銀ネット電文において情報を入力する項目群等
項目群「PaymentIdentification」に属する項目「UETR」	項目群「PaymentTypeInformation」中の項目群「LocalInstrument」に属する項目「Proprietary」 ^(注)

(注) 現在、UETR が入力される項目と同じです。

(3) 日本銀行が MX 電文を受信した場合の取扱い

日本銀行は、外国中央銀行等から、コンピューター接続先等への入金依頼を MX 電文により受付けた場合には、当該 MX 電文の情報を次に掲げる要領で日銀ネット電文により送信します。

イ、日本銀行が受信した MX 電文に基づく日銀ネット電文であることを示す入力

(2) イ、に準じて入力を行います。

ロ、情報の入力を行わない項目群等

(2) ロ、に掲げる②および④に該当する項目群等については入力しません。

ハ、情報の入力を行う項目群等

(イ) 入金依頼を行った外国中央銀行等の口座情報の入力

項目群「PreviousInstructingAgent」および同「PreviousInstructingAgentAccount」に入力します。【変更なし】

(ロ) 日銀ネット電文において対応する項目群等が存在しない MX 電文の項目群等に記載された情報の入力

(2) ハ、(ハ) に準じて入力を行います。

(4) 項目群「RemittanceInformation」に入力を行う場合の要領および入力例

イ、入力 요약

前述 (2) イ、および同ハ、(ハ) により日銀ネット電文の項目群「RemittanceInformation」(「CreditTransferTransactionInformation」の直下にあるもの。)に属する項目「Unstructured」に入力を行う場合は、次の 요약 に従って行ってください。

—— これらの入力は、コンピューター接続先等が受信した MX 電文において項目群「RemittanceInformation」(同)に属する項目「Unstructured」に記載された情報の入力と併せて行います。

(イ) 入力順および繰り返し可能回数

次の①から③の順に入力を行うものとし、③中においては MX 電文に記載される順番に入力を行うものとします。

- ① コンピューター接続先等が受信した MX 電文中の項目群「RemittanceInformation」(「CreditTransferTransactionInformation」の直下にあるもの。)に属する項目「Unstructured」に記載された情報 (繰り返し不可)
- ② (2) イ、に関する文字列^(注) (繰り返し不可)
- ③ (2) ハ、(ハ) ①に掲げる項目群の情報を「CreditTransferTransactionInformation」から記述したもの (繰り返しの回数制限なし)

(注) 具体的な文字列は、今後決定します。

(ロ) 使用する文字

- ・ 『<』を『<』に、『>』を『>』に変換して記述することとします。
- ・ 使用可能文字の詳細については、後述(5)ハ、をご参照ください。

(ハ) その他

- ・ 改行は「タグ」毎に行います。ただし、Remittance Information(Unstructured)は1行最大140文字のため、「タグ」の名称と「タグ」の値で140文字を超える場合は「タグ」の名称と「タグ」の値でそれぞれ改行することとします。

ロ、入力例

MX 電文(pacs.008)中の以下の情報を日銀ネット電文「CUSTOMER TRANSFER

(DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」の「RemittanceInformation」に属する項目「Unstructured」(以下、「RemittanceInformation/Unstructured」といいます。)に入力する場合を例として、示します。

[設例]

- ①PreviousInstructingAgent1/FinancialInstitutionIdentification/BICFI 中の、B I Cコード
- ②Creditor/PostalAddress/PostCode 中の、郵便番号
- ③Creditor/PostalAddress/TownName 中の、都市名
- ④Creditor/PostalAddress/Country 中の、国コード

この場合の RemittanceInformation/Unstructured 中の記載は、以下のようになります。

[電文に入力されたイメージ] (例)

<RmtInf>

<Ustrd>受信したMX電文中のRemittanceInformation/Unstructuredの情報(1回のみ)</Ustrd>

<Ustrd>MX電文に基づく日銀ネット電文であることを示す文字列</Ustrd>

<Ustrd><CdtTrfTxInf></Ustrd>

<Ustrd><PrvsInstgAgt1></Ustrd>

<Ustrd><FinInstnId></Ustrd>

<Ustrd><BICFI> B I Cコード</BICFI></Ustrd>

<Ustrd></FinInstnId></Ustrd>

<Ustrd></PrvsInstgAgt1></Ustrd>

<Ustrd><Cdtr></Ustrd>

<Ustrd><PstlAdr></Ustrd>

<Ustrd><PstCd>郵便番号</PstCd></Ustrd>

<Ustrd><TwnNm>都市名</TwnNm></Ustrd>

<Ustrd><Ctry>国コード</Ctry></Ustrd>

<Ustrd></PstlAdr></Ustrd>

<Ustrd></Cdtr></Ustrd>

<Ustrd></CdtTrfTxInf></Ustrd>

</RmtInf>

(情報を含む項目の)上位タグの名称を入力します

情報を含む項目(情報は開始タグ・終了タグに挟んで入力します)

MX電文の記載順序に従い、PrvsInstgAgt1の後にCdtrを示します

[補足]

一の項目における文字数(「タグ」の文字数と情報の文字数の合計)が140文字を超える場合の入力例(前述のイ、(ハ)関係):

(例)

<Ustrd><XXXXX></Ustrd> …… (i) 開始タグ(<XXXXX>)のみを入力します

<Ustrd>情報</Ustrd> …… (ii) 情報のみを入力します(注)

<Ustrd></XXXXX></Ustrd> …… (iii) 終了タグ(</XXXXX>)のみを入力します

(注) (ii)の情報の文字数が140を超える場合には、(ii)の行を繰り返します。

(5) その他の取扱い

イ、BusinessApplicationHeader の扱い

コンピューター接続先等が受信した MX 電文に記載された項目群「BusinessApplicationHeader」(BAH) の情報は、当該電文に基づいて送信される日銀ネット電文においては記載不要です。

日本銀行が送信する日銀ネット電文においては BAH に記載された情報の入力を行いません。

ロ、GroupHeader の扱い

コンピューター接続先等が受信した MX 電文に基づき作成する日銀ネット電文では、当該日銀ネット電文における項目群「GroupHeader」において、現行と同様に情報を設定してください。当該日銀ネット電文において、項目群「GroupHeader」中の項目群「InstructingReimbursementAgent」、同「InstructedReimbursementAgent」および同「ThirdReimbursementAgent」の情報の記載は必要ないものと考えております。

なお、日本銀行からオンライン取引先に送信する日銀ネット電文中の GroupHeader には、現行と同様の情報を設定します。

ハ、使用可能文字

利用細則(当座勘定取引)第2編に定めるものからの変更はありません。具体的には、以下のとおりです。

① 半角英数字および次の半角記号のみ使用可能です。

(スペース)	(ピリオド)	(左カッコ)	(右カッコ)	(プラス)	(マイナス)
/	,	?	:	'	
(スラッシュ)	(カンマ)	(クエスチョンマーク)	(コロ)	(アポストロフィ)	

② 項目の全てがスペースのみで構成された文字列は入力しないでください。

コンピューター接続先等が受信した MX 電文に、①以外の文字が含まれていた場合は、「.」(ピリオド)へ変換して日銀ネット電文に入力することとします。

—— ただし、項目群「RemittanceInformation」に入力を行う場合に、『<』を『<』に、『>』を『>』に変換して記述する際の『&』と『;』は上記の例外とします。

日本銀行が受信した MX 電文に、①以外の文字が含まれていた場合も、同様に取扱います。